

道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を
求める意見書

道路特定財源制度は、道路整備のための「緊急措置」として、昭和29年に創設されて以来、54年も継続されてきた。また、暫定税率は、道路整備をさらに加速するために昭和49年に暫定税率が設けられて以来、34年も継続されている。

地方においては、生活道路を中心に、道路整備は今でも非常に重要な施策の一つであるが、社会保障や教育などの重要性も飛躍的に増大し、地域においてニーズに応じた政策判断を行うことが求められるようになってきている。社会経済の変化の観点からも、地方分権国家の樹立の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源とし、地方の自主財源として、その使い道を地方が自主的に判断できるようにするべきである。

暫定税率については、道路整備のためという約束で基本税率に上乗せして国民に負担してもらっているものであり、一般財源化にあたっては、当然廃止するべきである。

また、「中期計画（素案）」の半分は、全国1万4千kmの「基幹ネットワーク」や7千kmの「地域高規格道路」などの高速道路整備がしめており、「通学路の歩道整備」や「開かずの踏切対策」などは、計画全体の数パーセントにすぎない。

無駄な道路建設を中止するとともに、地方財源について国が責任をもって確保する対策を行えば、必要な地方の道路整備を進めることは可能である。

よって、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化及び道路関係諸税の暫定税率廃止を行うよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
国土交通大臣	冬柴鐵三様

宇治市議会議長 坂下弘親